

【別表 1】

その 1

区分	森林の区域	面積 (ha)
<p>水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>【水源涵養機能維持増進森林】</p>	<p>〔門司区〕 302.05ha 65 林班、68～69 林班、72 林班</p> <p>〔小倉南区〕 2806.82ha 306 林班、325 林班、329 林班、 344 林班、347～349 林班、 352～353 林班、359 林班、368 林班、 377 林班、380～381 林班、394 林班、 397～398 林班、409 林班、 453～455 林班、460 林班、463 林班、 468～471 林班、476 林班、479 林班、 481～484 林班、487 林班、491 林班、 493～502 林班、505～516 林班</p> <p>〔若松区〕 331.94ha 125 林班、128～129 林班、131 林班</p> <p>〔八幡東区〕 607.78ha 604～605 林班、608 林班、611 林班、 614～621 林班</p> <p>〔八幡西区〕 786.66ha 720 林班、722 林班、726 林班 736～746 林班、747 林班、 748 林班、752～754 林班</p>	<p>4,835.25</p>

【別表1】

その2

区分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】	〔門司区〕 1117.22ha 1～18 林班、40～41 林班、 45～46 林班、54～55 林班、 58 林班 1～6、12～38、40～41、 48～65 小班、 74 林班 66、68 小班 〔小倉北区〕 326.17ha 201～207 林班 〔小倉南区〕 260.17ha 301～304 林班、311 班、 338 林班 17、19 小班 〔若松区〕 155.36ha 128 林班、129 林班 1～23、25～60、 62～70、72～84、91～144 小班 〔八幡東区〕 368.59ha 601 林班、602 林班 49～58 小班、 603 林班 19～33 小班、606 林班、 608～613 林班 〔八幡西区〕 129.73ha 714 林班 1～8 小班、715～716 林班、 718 林班、731 林班	2,357.24

【別表1】

その3

区分		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する 災害の防止及び 土壌の保全の 機能、快適な 環境の形成の 機能又は保健 文化機能の維 持増進を図る ための森林施 業を推進すべ き森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【快適環境形成機能維持増進森林】	〔門司区〕 14.82ha 30 林班 59 小班、33 林班 1、2 小班、 39 林班 48～51 小班、62 林班 1～37、 90 小班、66 林班 19、20 小班、 74 林班 69～74 小班、 79 林班 22、23 小班 〔若松区〕 16.04ha 104 林班 4～5、24～28、144～159 小班、 105 林班 1～11 小班、 117 林班 16～18、93～96 小班、 121 林班 2～10、14、173～174 小班	30.86
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【保健文化機能維持増進森林】	〔小倉北区〕 65.62ha 204 林班、205 林班 3 小班 〔小倉南区〕 226.90ha 306 林班 4～33 小班、403～405 林班、 406 林班 14～17 小班 〔八幡東区〕 86.90ha 609 林班 〔八幡西区〕 14.05ha 714 林班 1～8 小班、731 林班	393.47
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【木材生産機能維持増進森林】	〔小倉南区1〕 781.87ha 325～326 林班、328～329 林班、 344 林班、347～349 林班、 352～354 林班、359 林班、 380～381 林班、397～398 林班 〔小倉南区2〕 118.98ha 454～455 林班 〔小倉南区3〕 797.57ha 460 林班、463 林班、467～471 林班、 476～477 林班、482～484 林班、 498～502 林班 〔八幡西区〕 98.44ha 746 林班	1,796.86	

【別表 2】

その 1

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【水源涵養機能維持増進森林】	伐期の延長を推進すべき森林	〔門司区〕 302.05ha 65 林班、68～69 林班、72 林班 〔小倉南区〕 2696.80ha 306 林班 1～3 小班、 325 林班、329 林班、 344 林班、347～349 林班、352 林班、 353 林班、359 林班、368 林班、 377 林班、380～381 林班、394 林班、 397～398 林班、409 林班、 453～455 林班、460 林班、463 林班、 468～471 林班、476 林班、479 林班、 481～484 林班、487 林班、491 林班、 493～502 林班、505～516 林班 〔若松区〕 176.58ha 125 林班、 129 林班 24、61、71、85～90 小班、 131 林班 〔八幡東区〕 540.40ha 604～605 林班、614～621 林班 〔八幡西区〕 786.66ha 720 林班、722 林班、726 林班、 736～748 林班、752～754 林班	4502.49

【別表 2】

その 2

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】</p> <p>【快適環境形成機能維持増進森林】</p> <p>【保健文化機能維持増進森林】</p>	<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>〔門司区〕 1132.04ha 1～18 林班、30 林班 59 小班、 33 林班 1～2 小班、39 林班 48～51 小班、 40 林班、41 林班、45～46 林班、 54 林班、55 林班、58 林班 1～6、 12～38、40、41、48～65 小班、 62 林班 1～37、90 小班、 66 林班 19、20 小班 74 林班 66、68～74 小班、 79 林班 22、23 小班</p> <p>〔小倉北区〕 326.17ha 201～207 林班</p> <p>〔小倉南区〕 370.19ha 301～304 林班、306 林班 4～33 小班、 311 林班、338 林班 17、19 林班、</p> <p>〔若松区〕 171.40ha 104 林班 4、5、24～28、144～159 小班、 105 林班 1～11 小班、 117 林班 16～18、93～96 小班、 121 林班 2～10、14、173～174 小班、 128 林班、129 林班 1～23、25～60、 62～70、72～84、91～144 小班</p> <p>〔八幡東区〕 368.59ha 601 林班、602 林班 49～58 小班、 603 林班 19～33 小班、 606 林班、608～613 林班</p> <p>〔八幡西区〕 83.68ha 714 林班 1～8 小班、715 林班、 718 林班、731 林班</p>	<p>2,452.07</p>

【別表2】

その3

区分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】 【快適環境形成機能維持増進森林】 【保健文化機能維持増進森林】	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	[小倉南区] 116.88ha 403～405 林班、406 林班 14～17-1 小班 [八幡西区] 46.05ha 716 林班	162.93
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	上記長伐期のうち、所有者の意向等を踏まえ、必要に応じて実施	0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	上記長伐期のうち、特定広葉樹を植栽することで、特に公益的機能の維持増進が図られると認められる森林	0	